

よくある質問 Q&A (申請者様用)

ご一読ください

分類	お問い合わせ	回答
対象者	個人は対象ですか	対象ですが、電気柵を設置する地域の自治体の同意があること等、条件があります。
	家庭菜園は対象ですか	対象です。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	電気柵設置のために購入した物品が補助対象となります。ただし、一般的な消耗品は対象外です。
	他にも補助金を申請している場合はどうしたらよいですか	他に申請している補助金を除いた後の金額を補助対象経費とします。例えば、10万円の柵を購入し、他の補助金で3万円が支給されている場合、残りの7万円が対象経費となり、最大3万5千円が支給されます。
	防護ネットは対象ですか	対象外です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書について	申請書の添付書類は何が必要ですか	収支計画書、カタログ等の写し、位置図、電気柵設置の同意書等が必要です。なお、同意書は町内会による申請の場合のみ不要です。
	なぜ町内会の申請以外は同意書が必要なのですか	主な理由は、安全面への配慮からです。設置した後に、通行の妨げになるなどすると困るからです。
購入について	交付決定前に購入できますか	できません。 申請書を提出後、2週間程度で交付決定通知書を郵送しますので、その後に資材を購入してください。
	どのようなものを購入したらよいのかわからない	まずは事業内容が記載されたパンフレットの裏面をご参照ください。 また、鳥獣被害対策課にも参考資料があります。規格等でお困りの場合は、ご相談ください。
報告書について	報告書の添付資料は何が必要ですか	事業実施内容、収支決算書、購入したものや設置前後の様子が見える写真、領収書の写し等が必要です。
	購入した資材の写真はどのような写真を撮ればよいですか	買ったもののすべてがわかる写真を添付してください。
	設置前後の写真は何枚必要ですか	1箇所毎に設置前後の写真を1枚ずつ添付してください。
	設置前後の写真はどのような写真を撮ればよいですか	設置する前と後で、同じ場所から撮影してください。 なお、設置後に職員が現地に状況を確認しに伺う場合があります(立ち合いは不要です)。
変更交付申請について	購入数や金額が変わりました	担当窓口にお問い合わせください。
その他	購入した柵を貸し付けたり、売り渡したりすることはできますか	できません。 各自治体で申請した場合に、その自治体の中で貸し借りをすることはできます。